

第3章 大阪府及び関連各機関の知的財産戦略

本府では、試験研究機関や大学をはじめとして様々な職員が職務に従事し、その中から多数の発明が生まれる土壌がある。研究員はもちろんのこと、一般職員もビジネスモデル特許などを取得する可能性を有している。

平成14年の都道府県職員の特許出願件数等を見ると、大阪府は過去5年間の特許出願件数及び特許保有件数（累計）で全国1位であるとともに、ライセンス件数も全国2位となっており、これまでも知的財産の創造等について積極的に取り組んできた実績を有している。

しかし、本府の特許関連データを機関毎に見てみると、大阪府立産業技術総合研究所が大半を占めているのが実情であり、他機関を含め、さらに特許等の知的財産の創造・保護・活用を促進していく必要がある。

また、国が策定した「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」においても、「知的財産の創造」部分では、「大学・公的研究機関」における取組みが中心に記載されているため、国の推進計画に対応して本府自らが取り組むべき項目を列挙し、知的財産の創造等に積極的に取り組んでいく。

【具体的施策】

府庁全体に関する取組み

1 知的財産の一元管理

知的財産を幅広い機関が創造するためには、各機関毎に知的財産の専門人材を配置し、知的財産の発掘や適切な権利化を行うことも考えられる。しかし、限られた財政状況や人員の中で、機関毎の取扱いの格差を解消し、効果的に知的財産を創造・保護・活用するためには、各機関の様々な案件についてワンストップで対応できる中核機関がその役割を果たすことが最も望ましい。

このため、本府では平成14年度から大阪府立特許情報センターにおいて、職員に対する特許等出願時の検索指導や特許等の出願・管理・企業に対する実施許諾など、職員勤務発明規程に基づく知的財産の一元管理及びサポート体制を整備し、体制の強化を図っている。今後とも、大阪府立特許情報センターにおけるワンストップサービスを展開し、発明の発掘や適切な権利化等を積極的に行い、本府の知的財

産の創造・保護・活用を促進していく。

なお、府立試験研究機関の独立行政法人化の動向をみながら、一元管理体制の再構築について必要に応じて検討を行う。

2 職員勤務発明規程の改正等

本府職員の知的財産の創造・保護・活用を図るためには、職員の発明に対する取扱いが明確に定められるとともに、発明者に対して適切な還元を行う必要がある。これらにより、発明者が安心して発明に取り組む機運が醸成される。このため、本府では、職員勤務発明規程を定めている。本規程については、他団体の動向を勘案しながら、平成11年度に実施補償金の発明者への還元額の増額等を行うとともに、平成14年度には実施補償金の上限を撤廃するなど、適宜必要な改正を実施しているが、今後とも、環境の変化に対応して適切に見直しを行っていく。

3 弁理士、弁護士活用の検討

本府の知的財産の創造・保護・活用を促進していくためには、弁理士や弁護士など知的財産の専門家に発明等の創造から契約・訴訟対応まで幅広く迅速に相談に対応できる体制を検討する。また、府顧問弁護士との連携を図り、知的財産に係る法務相談、紛争対応により、迅速かつ適切な解決を導く。

府立試験研究機関等に関する取組み

4 府立試験研究機関における知的財産創造の促進

大阪産業の再生と府立試験研究機関の技術力向上のため、創出が必要な産業分野で、国の提案公募型プロジェクトや企業との共同研究につながる調査研究課題を庁内公募し調査研究及び特許化を図っており、府立試験研究機関による知的財産の創造及び権利化を引き続き促進する。

特に、地球温暖化防止の重要な対策として位置づけられている燃料電池をはじめバイオマス等新エネルギーに関しては、技術面・コスト面で実用化へのハードルが高いため、府立試験研究機関等において研究プロジェクトを実施し、実用化に結びつけることで、新たな環境ビジネスの可能性を掘り起こす。

5 府立試験研究機関等における知的財産権研修等による職員意識啓発

大阪府立産業技術総合研究所では、平成14年度から全職員を対象とした知的財産に関する研修を実施し、知的財産制度の一般的な概要、職務発明の府への権利帰属、共同研究・受託研究、発明評価、知的財産を活用するための特許戦略等について知識の共有化を図っている。特に、取扱いにおいて注意が必要となる、特許出願前に公開された発明についての新規性喪失の例外（特許法第30条）をはじめ、特許出願における注意点の周知徹底を図っている。

現在、発明を行う際には職員自ら先行技術調査を行っているが、検索ノウハウがないまま検索しているため不完全な調査に留まり、追加調査が必要となることが多い。特許庁審査官等の行う検索方法であるFターム検索など職員研修により自ら精緻な調査ができるように研修指導することについても検討する。

さらに、他の府立試験研究機関等においても、大阪府立特許情報センターと連携を図り、知的財産研修等による意識啓発に取り組むこととする。

6 大阪府立産業技術総合研究所における特許等知的財産の活用に向けた取組み

大阪府立産業技術総合研究所は、全国屈指の公設試験研究機関として平成14年度末現在で109件の特許権等を有するが、研究所の設置目的である大阪産業の振興のためには、企業が活用できる知的財産でなければならない。

そのため、平成15年度から、発明者である研究所職員には、技術面・経済面・権利面から自己評価した発明評価表を所内の特許等審査会に提出することを義務付けた。評価表は、職員に活用できる発明の創出を意識付けるとともに、出願・審査請求・特許料納付などの節目において、企業が事業化のために活用できる特許であるかどうかの判断指標として活用する。

また、共同出願特許を有する企業に対しては、当該特許を核にして、各種提案公募型開発事業への応募や中核的研究開発事業などへの展開を図り、継続的に支援していく。

大阪府立大学に関する取組み

7 知的財産の創造を重視した大学研究者評価制度の確立

知的財産の創造を最大限引き出すためには、府の大学の教職員等の意識改革も重

要であり、また、能力のある若手を抜擢する仕組みが必要である。

このため、府立3大学の再編・統合及び公立大学法人化後の新大学においては、従来の論文の量や質に加え、特許や産学官連携に関する活動や、具体的な社会的貢献等を奨励し、積極的に評価する制度を導入する。

平成17年度に府立3大学は再編・統合及び公立大学法人化を図り、新大学になる予定。

8 知的財産ポリシーの確立等による知的財産の保護

平成17年度の府立3大学の再編・統合及び公立大学法人化後の新大学においては、教職員等の全ての職務発明を承継し、産業界に対して確実に技術移転ができる体制を築くこととしている。しかしながら、知的財産の活用にあたっては、運営の透明性やアカウントビリティを確保することが必要であるとともに、社会規範に反することなく公正・公平に業務を遂行するコンプライアンスの徹底や、基礎研究と教育と社会貢献のバランスの中で「知の財産化と活用」を推進していく知的財産ポリシー等の確立が求められている。

このため、コンプライアンスに関するセミナーや講習会を頻繁に実施し、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、府立大学の教職員等が公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢とルールを大学内外に明示する「利益相反マネジメントポリシー」の確立を図る。

コンプライアンスとは、法令遵守、特に、企業活動等において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行することをいう。